

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年5月9日
【会社名】	株式会社デジタルメディアプロフェッショナル
【英訳名】	Digital Media Professionals Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 山本 達夫
【本店の所在の場所】	東京都中野区中野四丁目10番2号
【電話番号】	03(6454)0450(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長兼CFO 古川 聖
【最寄りの連絡場所】	東京都中野区中野四丁目10番2号
【電話番号】	03(6454)0450(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長兼CFO 古川 聖
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 234,400,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	400,000株（注1.）	1単元の株式数は100株であります。完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

（注）1. 上記発行数は、平成26年5月9日開催の当社取締役会において決議された、第三者割当による新株式発行に係る募集株式数200,000株及び第三者割当による自己株式の処分に係る募集株式数200,000株の合計であります（以下、当該新株発行及び当該自己株式の処分を総称して「本第三者割当増資」といいます）。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集のうち自己株式の処分に係る募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式を処分する方法により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

（1）【募集の方法】

区分		発行数	発行価額の総額 （円）	資本組入額の総額 （円）
株主割当				
その他の者に対する 割当	新規発行	200,000株	117,200,000	58,600,000
	自己株式の処分	200,000株	117,200,000	
一般募集				
計（総発行株式）		400,000株	234,400,000	58,600,000

（注）1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額として、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
586	293	100株	平成26年5月28日		平成26年6月2日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。なお、本自己株式処分に係る払込金額は、資本組入れされません。
3. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所に発行価格の総額を払い込むものとしします。
4. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当増資は行われなないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社デジタルメディアプロフェッショナル	東京都中野区中野四丁目10番2号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 三鷹支店	東京都三鷹市下連雀三丁目35番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
234,400,000	23,000,000	211,400,000

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用の内訳は登録免許税等登記関連費用、弁護士費用、ファイナンシャルアドバイザー手数料等であります。
3. 払込金額の総額（発行価格の総額）、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、第三者割当による新株式発行及び本自己株式の処分に係るそれぞれの合計額であります。

(2) 【手取金の使途】

本第三者割当増資により調達する資金の具体的な使途は、次世代LSI（超低消費電力グラフィックスプロセッサ）の開発資金の一部及び本第三者割当増資先である株式会社UKCホールディングス（以下「UKC」といいます。）との業務資本提携において、UKCのコア商材であるソニー製イメージセンサー等の映像関連商材と当社のコンピュータビジョン技術（画像処理、物体認識・追跡、特徴検出等）を組み合わせることによって新たなマシンビジョン・ソリューションの共同開発に要する資金等に予定しております。なお、調達した資金を実際に支出するまで、銀行口座にて管理いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	株式会社U K Cホールディングス
本店の所在地	東京都品川区大崎一丁目11番2号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度第4期 (自平成24年4月1日至平成25年3月31日) 提出日:平成25年6月27日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度第5期第1四半期 (自平成25年4月1日至平成25年6月30日) 提出日:平成25年8月12日 関東財務局長に提出 事業年度第5期第2四半期 (自平成25年7月1日至平成25年9月30日) 提出日:平成25年11月11日 関東財務局長に提出 事業年度第5期第3四半期 (自平成25年10月1日至平成25年12月31日) 提出日:平成26年2月10日 関東財務局長に提出

(注) 本有価証券届出書提出日現在におけるものであります。

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(注) 本有価証券届出書提出日現在におけるものであります。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、平成14年7月に研究開発型のファブレス半導体ベンダーとして創業した後、現在に至るまで一貫してグラフィックス関連分野における高度な技術力を蓄積し、組込みシステムのビジュアル・コンピューティングを事業の中核に据え、独自開発した2D/3Dグラフィックス技術のハードウェアIP（論理設計データ等）やソフトウェアIP（主にハードウェアを制御するドライバやコンテンツ制作を支援するツール類）のライセンス、並びにこれらのIPを搭載したグラフィックスLSIの開発及び販売事業を展開してまいりました。

創業から数年間は、製品の開発に時間を要したため、収益面では苦戦を強いられましたが、当社が確立したグラフィックス技術の優位性をお客様にご評価いただく機会が増え、アミューズメント機器、携帯ゲーム機、デジタルカメラ等の製品に採用されたことにより、安定した成長を遂げ、平成23年6月には東京証券取引所マザーズ市場へ上場を果たしました。

上場時においては、グラフィックス関連分野の成長に合わせ、当社の業績も成長軌道を描くものと見込んでおりましたが、特定分野へ依存する収益構造であったため、変化する外部環境の影響を強く受ける結果となり、収益の低迷を招きました。また、「安心・安全」をキーワードとして、グラフィックスのみならず画像処理・画像認識を行うビジュアル・コンピューティング分野が急速な拡がりを見るなど、当社をめぐる事業環境は大きく変貌しております。このような環境下において、当社は、これまでに培った技術・ノウハウを活かしながら、ビジネスモデルの複層化・重層化を図るため、ビジュアル・コンピューティングにおける画像処理、画像認識分野への進出をはじめとする、収益基盤の再構築を図るための施策を展開してまいりました。前期においては、自動車先進運転システム向けをはじめとする当該分野への取り組みを強化するため、CogniVue社（カナダ ケベック州 CEO Simon Morris 事業内容：ビジュアル・コンピューティング分野に用いられるIPコアの開発・販売）と日本国内及び台湾における独占販売代理店契約を締結し、当社の持つIPポートフォリオに加え、同社のIPを活用することで、より多くのアプリケーションに向けたソリューションを提供できる体制を整えました。また、次世代LSI（グラフィックスプロセッサ）の開発を推進することで、過去に実績のある半導体事業への再参入を果たし、既存のIPコアライセンス事業と並ぶ収益基盤の再構築に

も注力してまいりました。さらに、当社の持つ既存の技術・ノウハウを活かした新しい事業分野としてプロフェッショナル・サービスビジネスを立ち上げるなど、可能な限りの施策を展開しております。

当社は、これら当社の収益基盤再構築を短期間でより効果的に進めることが変化の激しい事業環境に迅速かつ的確に対応する最善の方策であると判断し、当社が現在そして将来進出を図る分野に知見と親和性を持ち、相手先の経営資源を当社の収益基盤再構築に最大限活用できる提携先を模索してまいりました。

さらに、当社が中長期的に重要な収益基盤の一つとして重点的に取り組む次世代LSIの開発にあたっては、多額の開発資金を必要としており、新技術・新製品の創出のための資金需要が当面強く継続するものと見込んでおりますが、開発が中長期に亘ることによる投下資本の回収に時間を要することなどから資本性の高い資金の調達が最善であると判断しております。

一方、当社は、上場以前より当社の重要な経営課題と認識する資本構成の改善に取り組んでまいりました。研究開発型のテクノロジーベンチャーとして創業した当社は、市場競争力を持つ技術や製品を確立するまでに多額の資金と時間を必要としていたため、創業時よりベンチャーキャピタル(以下「VC」といいます。)の出資を受け、資本性の高い資金を用いて技術開発を行い、収益基盤の構築を進めてまいりました。当社が上場を視野に入れた段階で、VCは保有する株式を上場後売却することが確実となり、創業から上場までの過程で必要であったVCの資金から上場時の公募増資等による市場から調達した資金を用いた成長段階へ進化する中において、当社の事業内容を深く理解していただける安定株主を確保することが、重要な経営課題であると認識するに至りました。当社は、中長期的に事業運営を安定化させるためにも安定株主の確保が必要であるとの認識に立ち、上場直後より、親密引先である半導体メーカーやライセンス先であるコンシューマーメーカーに対して、資本関係について打診するとともに、取引先金融機関を通じて事業上のシナジー効果が得られることを前提とした資本提携先を探してまいりました。

このような状況の中、当社は、前述した課題を同時に解決することができる可能性のある提携先として、取引先金融機関を通じ、UKCに対し資本関係を含めた広範な業務提携について申し入れ、協議を重ねてまいりました。

UKCは、中核事業であるソニー製の半導体・電子部品事業やEMS(電子機器受託製造サービス)等の高付加価値事業を持ち、スマートフォンやデジタルスチルカメラ向けにソニー製のイメージセンサーに加えタッチパネルや中小型の液晶等を販売することで培ってきた映像関連の強固な事業基盤を有しています。

本業務資本提携は、事業上のシナジーとして、UKCの強みである映像関連の事業基盤と当社の強みであるグラフィックスをはじめとするビジュアル・コンピューティング分野の技術を組み合わせることにより、マシンビジョン・ソリューションの共同開発、IP/LSIの販路拡大、製品品質の向上等が見込まれ、将来的な当社の業績向上に大きく寄与するものと判断しております。

また、本業務資本提携により、LSIの開発に必要な長期安定的資金を調達することが可能となり、当該開発資金の一部に充当することができます。

さらに、資本構成改善の面においても、第三者割当増資後に新たに当社普通株式15.33%を有する筆頭株主となる主要株主を得ることとなり、安定した事業運営に資するものと判断しております。

本第三者割当増資は、既存株主の議決権の希薄化を伴うものでありますが、当社が認識しております経営上の重要課題である事業拡大による収益向上、資金需要への対応、資本構成の脆弱性改善の3点の克服につながるものと確信しております。また、今後の業務提携の進化により当社の企業価値の向上を図ることができ、中長期的な観点から既存株主の皆様利益増大に資するものと判断し、本業務資本提携契約を締結することといたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 400,000株

e．株式等の保有方針

当社は、本日付のU K Cとの間の業務資本提携契約の締結に際し、当社株式を払込日から2年を経過するまでの間、第三者に譲渡しないことを合意しております。

なお、U K Cは、本業務資本提携契約の有効期間中、その保有する当社普通株式を譲渡又は承継する場合には、譲渡又は承継する予定の株式の数、譲渡先又は承継先の氏名・名称（取引所金融商品市場での売却の場合にはその旨）を事前に当社に通知し協議することを合意しております。

また、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込日から2年以内に本第三者割当増資により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆に縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、U K Cの第4期有価証券報告書（平成25年6月27日提出）及び第5期第3四半期報告書（平成26年2月10日提出）により、直近決算期末日において、同社が本第三者割当増資に係る振込みに必要かつ十分な現預金を保有していることを認識しており、その後かかる財務内容が大きく悪化したことを懸念させる事情も認められないことから、本第三者割当増資に対する払込みについて問題ないと判断しております。

g．割当予定先の実態

当社では、新規に取引を開始する際には、インターネット上に掲載のある情報を分析することで、反社会的勢力との関係が無いか調査を行っております。割当予定先であるU K Cに対する調査も同様に行いましたが、問題はないものと判断致しました。

また、同社は、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しております。同社が株式会社東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、「U K C行動規範」を制定し、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体に対しては断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断する旨記載しており、当社は当該記載内容を確認することにより、U K C及びU K Cの役員又は主要株主が反社会的勢力とは一切関係していないことを確認しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及びその合理性に関する考え方

上記発行価格につきましては、第三者割当増資に係る自己株式処分及び新株式発行の取締役会決議日の直前営業日である平成26年5月8日までの過去1カ月間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値586円（円単位未満を切り捨て。以下終値の平均値の記載について同じとします。）といたしました。なお、当該発行価格につきましては、直前営業日までの過去6カ月間の終値の平均値566円に対し、3.4%のプレミアム、同3カ月間の終値の平均値545円に対し、平均値7.4%のプレミアム、直前営業日の終値600円から2.3%のディスカウントであります。

当社は、上記発行価格を過去1カ月間の終値の平均値とした理由は、本業務資本提携に関する協議が開始された時期以降直近に至る当社株価の推移、売買出来高水準、株式市場の諸要因等に鑑み、一時的な相場変動による影響を受けた取締役会決議の直前営業日の終値を用いるよりも、当該相場変動の影響を回避するために一定期間の終値平均を用いる方法が算定根拠として客観性が高く、中長期的な観点から合理性が高いと判断したことによります。また、本業務資本提携による事業運営上の効果も考慮し、割当先と十分に協議を重ねた結果として上記価格といたしました。

上記発行価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）に準拠して決定されたものであり、特に有利な価格に該当せず、合理的なものであると判断しております。

(2) 割当数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資は、平成26年3月31日現在における当社発行済株式総数2,410,100株に対する割合が16.60%（平成26年3月31日現在の議決権総個数22,089個に対する割合は18.11%）であり、本第三者割当増資により既存株主の議決権の希薄化が生じるとともに、株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

しかしながら、当社は、本第三者割当増資による資金調達は、上記1〔割当予定先の状況〕の「c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本業務資本提携により、本第三者割当増資により生じる議決権の希薄化を上回る当社の企業価値及び株主価値の拡大効果が見込まれ中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益にも資すると判断致しました。

従いまして、本第三者割当増資に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、当社取締役会は、平成26年6月開催予定の当社定時株主総会に係る基準日（平成26年3月31日）後に第三者割当の方法により株式を取得する割当予定先に対し、当該株式について、当該定時株主総会に係る議決権を付与することを決議いたしました。これは、会社法第124条第4項の規定を受け、当該定時株主総会開催予定時に最も近い時点での株主の意思を反映させることができる株主総会を開催したいとの判断に基づき、基準日後の株主に議決権の付与を決定したものであります。これにより、平成26年3月31日現在の株主の皆様様の議決権に希薄化が生じることとなります。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社U K C ホール ディングス	東京都品川区大崎一丁目11 番2号	-	-	400,000	15.33%
株式会社日本政策投資銀行	東京都千代田区大手町一丁 目9-6	110,800	5.02%	110,800	4.25%
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6- 1	83,900	3.80%	83,900	3.22%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目 4	71,700	3.25%	71,700	2.75%
カブドットコム証券株式 会社	東京都千代田区大手町一丁 目3番2号	62,500	2.83%	62,500	2.40%
J A I C - アドバンスド テック1号投資事業有限 責任組合	東京都千代田区神田錦町三 丁目11番地 精興竹橋共同 ビル 日本アジア投資株式 会社内	62,100	2.81%	62,100	2.38%
日本証券金融株式会社	東京都中央区茅場町一丁目 2番10号	50,800	2.30%	50,800	1.95%
犬飼和之	東京都新宿区	48,000	2.17%	48,000	1.84%
山本達夫	東京都中野区	39,500	1.79%	39,500	1.51%
日本アジア投資株式会社	東京都千代田区神田錦町三 丁目11番地	35,700	1.62%	35,700	1.37%
計	-	565,000	25.58%	965,000	36.99%

(注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成26年3月31日時点での株主名簿を基に作成したものであります。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、平成26年3月31日現在の株主名簿を基準に本第三者割当増資による変動を反映しております。

3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の第11期有価証券報告書及び第12期第3 四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成26年5月9日）までの間において変更がありました。以下の内容は、変更後の「事業等のリスク」のうち、変更のあった「(2) 製品の収益性」（変更前は「(2) 研究開発プロジェクトの収益性」）を抜粋して記載したものであり、変更箇所は下線で示しております。

なお、下記「(2) 製品の収益性」のうち将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年5月9日）現在において当社が判断したものであります。

(2) 製品の収益性

当社は、画像処理やグラフィックス処理技術に基づき、今後のニーズの変化に対応できる新技術と新製品の開発を行っております。このための各研究開発プロジェクトは、成長する市場が必要とする機能を想定しながら実施しておりますが、投下した研究開発費の全てを回収できるとは限らず、この場合、当社の収益性に影響を及ぼす可能性があります。

また、現在開発を行っている次世代LSIの立ち上がりが今後の収益計画において極めて重要であると認識しておりますが、何らかの事情で当社または生産委託先の開発が大幅に遅れたり、開発自体が頓挫する事態に至った場合、当社の収益性に影響を及ぼす可能性があります。

2. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の第11期有価証券報告書の提出日（平成25年6月25日）以降、本有価証券届出書提出日（平成26年5月9日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

（平成25年6月26日提出の臨時報告書）

[提出理由]

平成25年6月25日開催の第11回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出しました。

[報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

議案 定款一部変更の件

- ・事業の多様化に対応するため、定款第2条に定める目的事項の追加を行い、併せて一部用語の変更を行うものであります。
- ・定款第3条の本店の所在地を東京都武蔵野市から東京都中野区に変更するものであります。

- (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
議案 定款一部変更の件	9,086	414	0	(注)	可決 (95.64%)

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2の賛成であります。

- (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより議案は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、確認ができた一部の株主を除く当日出席株主の議決権の数は賛成、反対及び棄権に係る議決権の数には加算しておりません。

3. 最近の業績の概要

平成26年5月9日開催の取締役会において決議された第12期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）に係る財務諸表は以下のとおりであります。

金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,067,388	1,382,601
受取手形	11,025	-
電子記録債権	-	1,837
売掛金	127,746	83,464
有価証券	-	300,000
仕掛品	8,000	2,487
前払費用	36,178	41,063
未収入金	30,385	75,999
未収消費税等	13,792	4,869
その他	2,967	4,080
流動資産合計	2,297,483	1,896,403
固定資産		
有形固定資産		
建物	52,926	52,926
減価償却累計額	3,014	10,774
建物（純額）	49,912	42,151
工具、器具及び備品	125,321	125,579
減価償却累計額	81,536	97,237
工具、器具及び備品（純額）	43,784	28,341
有形固定資産合計	93,697	70,492
無形固定資産		
ソフトウェア	9,150	6,665
その他	25	25
無形固定資産合計	9,176	6,691
投資その他の資産		
投資有価証券	-	46,145
関係会社株式	3,916	3,916
長期前払費用	1,679	10,384
敷金	44,817	44,931
その他	-	247
投資その他の資産合計	50,413	105,624
固定資産合計	153,287	182,809
資産合計	2,450,770	2,079,213

（単位：千円）

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	33,126	27,640
未払費用	12,860	12,928
未払法人税等	1,557	1,422
預り金	8,618	6,147
前受収益	4,305	6,187
繰延税金負債	-	547
その他	-	69
流動負債合計	60,467	54,941
固定負債		
繰延税金負債	5,383	4,680
資産除去債務	15,236	15,464
固定負債合計	20,619	20,144
負債合計	81,087	75,086
純資産の部		
株主資本		
資本金	822,595	822,595
資本剰余金		
資本準備金	841,806	841,806
資本剰余金合計	841,806	841,806
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	887,121	520,417
利益剰余金合計	887,121	520,417
自己株式	181,839	181,839
株主資本合計	2,369,683	2,002,979
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	-	1,147
評価・換算差額等合計	-	1,147
純資産合計	2,369,683	2,004,127
負債純資産合計	2,450,770	2,079,213

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上高	714,880	355,404
売上原価		
当期製品製造原価	92,448	56,046
当期商品及び製品仕入高	619	990
合計	93,067	57,036
売上原価合計	93,067	57,036
売上総利益	621,812	298,368
販売費及び一般管理費	1, 2 751,138	1, 2 867,641
営業損失()	129,326	569,273
営業外収益		
受取利息	3,392	2,194
有価証券利息	-	527
為替差益	882	646
助成金収入	99,999	199,999
雑収入	24	249
営業外収益合計	104,298	203,617
営業外費用		
事務所移転費用	9,279	-
自己株式取得費用	1,740	-
雑損失	88	18
営業外費用合計	11,108	18
経常損失()	36,135	365,673
特別損失		
固定資産除却損	3 2,678	3 905
特別損失合計	2,678	905
税引前当期純損失()	38,814	366,579
法人税、住民税及び事業税	950	915
法人税等調整額	75,577	791
法人税等合計	76,527	124
当期純損失()	115,341	366,703

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	56,896	56.6	35,215	69.7
経費		43,552	43.4	15,318	30.3
当期総製造費用		100,448	100.0	50,533	100.0
期首仕掛品たな卸高		-		8,000	
合計		100,448		58,533	
期末仕掛品たな卸高		8,000		2,487	
当期製品製造原価		92,448		56,046	

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
外注加工費 (千円)	11,694	2,013
ソフトウェア使用料(千円)	12,934	2,721
減価償却費 (千円)	3,128	2,470

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	822,595	841,806	841,806	1,002,463	1,002,463	174	2,666,689	2,666,689
当期変動額								
当期純損失（ ）				115,341	115,341		115,341	115,341
自己株式の取得						181,665	181,665	181,665
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	115,341	115,341	181,665	297,006	297,006
当期末残高	822,595	841,806	841,806	887,121	887,121	181,839	2,369,683	2,369,683

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	822,595	841,806	841,806	887,121	887,121	181,839	2,369,683
当期変動額							
当期純損失（ ）				366,703	366,703		366,703
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	366,703	366,703	-	366,703
当期末残高	822,595	841,806	841,806	520,417	520,417	181,839	2,002,979

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	-	-	2,369,683
当期変動額			
当期純損失（ ）			366,703
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,147	1,147	1,147
当期変動額合計	1,147	1,147	365,556
当期末残高	1,147	1,147	2,004,127

(4) キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	38,814	366,579
減価償却費	18,240	26,244
受取利息	3,392	2,721
助成金収入	99,999	199,999
固定資産除却損	2,678	905
売上債権の増減額(は増加)	154,913	53,469
たな卸資産の増減額(は増加)	8,000	5,512
前払費用の増減額(は増加)	13,241	5,725
前受収益の増減額(は減少)	4,777	1,882
未払金の増減額(は減少)	26,995	6,707
未収消費税等の増減額(は増加)	13,792	8,923
未払消費税等の増減額(は減少)	9,678	-
その他	3,403	10,809
小計	39,455	482,189
利息の受取額	3,879	2,690
助成金の受取額	95,000	128,999
法人税等の支払額	1,391	716
営業活動によるキャッシュ・フロー	58,032	351,216
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	2,400,000	1,200,000
定期預金の払戻による収入	2,550,000	2,200,000
有価証券の取得による支出	-	300,000
投資有価証券の取得による支出	-	46,145
有形固定資産の取得による支出	74,303	258
無形固定資産の取得による支出	4,246	3,492
資産除去債務の履行による支出	-	9,905
敷金の差入による支出	44,817	114
敷金の回収による収入	-	25,386
投資活動によるキャッシュ・フロー	26,632	665,472
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	183,405	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	183,405	-
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	956
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	98,740	315,213
現金及び現金同等物の期首残高	466,128	367,388
現金及び現金同等物の期末残高	367,388	682,601

(5) 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

(6) 重要な会計方針

項目	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法	商品、製品、仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 3～15年 工具、器具及び備品 2～15年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
5. 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
6. ヘッジ会計の方法	(1)ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合、振当処理を採用しております。 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...為替予約取引 ヘッジ対象...外貨建買入債務および外貨建予定取引 (3)ヘッジ方針 為替変動リスクをヘッジしております。なお、投機目的による取引は行わない方針であります。 (4)ヘッジ有効性評価の方法 為替予約については、原則的に将来の購入額に基づくものであり、実行可能性が極めて高いため、有効性の評価を省略しております。
7. 収益及び費用の計上基準	受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準 イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるソフトウェアの請負開発契約 工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法） ロ その他のソフトウェアの請負開発契約 工事完成基準
8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(7) 財務諸表に関する注記事項

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度17%、当事業年度17%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度83%、当事業年度83%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
役員報酬	101,070千円	82,980千円
給与手当	74,163	69,486
減価償却費	5,846	7,557
支払手数料	43,108	51,614
研究開発費	358,932	501,169

- 2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
	358,932千円	501,169千円

- 3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物	2,237千円	-千円
工具、器具及び備品	441	-
ソフトウェア	-	905
計	2,678	905

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	2,410,100	-	-	2,410,100
合計	2,410,100	-	-	2,410,100
自己株式				
普通株式	76	200,000	-	200,076
合計	76	200,000	-	200,076

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加200,000株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	2,410,100	-	-	2,410,100
合計	2,410,100	-	-	2,410,100
自己株式				
普通株式	200,076	-	-	200,076
合計	200,076	-	-	200,076

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
現金及び預金勘定	2,067,388千円	1,382,601千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	1,700,000	700,000
現金及び現金同等物	367,388	682,601

(持分法損益等)

利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しい非連結子会社のみであるため、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	526千円	374千円
仕掛品評価損	6,125	-
未払家賃	1,999	1,872
一括償却資産限度超過	377	259
資産除去債務	5,424	5,505
繰越欠損金	232,972	262,326
繰延税金資産小計	247,425	270,338
評価性引当額	247,425	270,338
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
資産除去費用	5,383	4,592
繰延ヘッジ損益	-	635
繰延税金負債小計	5,383	5,227
繰延税金資産の純額	5,383	5,227

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	38.0%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4	0.3
住民税均等割	2.4	0.2
評価性引当額	232.0	37.4
その他	0.6	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	197.2	0.0

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

なお、この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社取締役 1名 当社従業員 19名	当社取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 51,400株	普通株式 60,000株	普通株式 42,200株
付与日	平成16年3月26日	平成16年6月17日	平成17年1月14日
権利確定条件	(注2)	(注2)	(注2)
対象勤務期間	(注3)	(注3)	(注3)
権利行使期間	平成18年3月18日から 平成26年3月16日まで	平成18年6月17日から 平成26年3月16日まで	平成19年1月14日から 平成27年1月4日まで

	第5回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 20名	当社取締役 1名	当社取締役 2名 当社従業員 11名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 76,000株	普通株式 40,200株	普通株式 130,400株
付与日	平成17年12月14日	平成17年12月22日	平成20年6月30日
権利確定条件	(注2)	(注2)	(注2)
対象勤務期間	(注3)	(注3)	(注3)
権利行使期間	平成19年11月17日から 平成27年1月4日まで	平成19年12月22日から 平成27年10月6日まで	平成22年7月1日から 平成30年6月30日まで

	第10回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 12名	当社取締役 2名 当社監査役 1名 当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 77,500株	普通株式 25,000株
付与日	平成21年5月28日	平成22年3月26日
権利確定条件	(注2)	(注2)
対象勤務期間	(注3)	(注3)
権利行使期間	平成23年5月29日から 平成30年5月30日まで	平成24年3月27日から 平成30年5月30日まで

(注) 1. 平成22年8月26日付株式分割(株式1株につき100株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使の時点においても、当社の取締役、監査役または従業員でなくてはならない。その他の条件については、株主総会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」および「新株予約権割当契約書」に定めてあります。

3. 対象勤務期間の定めはありません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

前事業年度(平成25年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、平成22年8月26日付株式分割(株式1株につき100株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	51,400	27,700	42,200
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	6,700	-
未行使残	51,400	21,000	42,200

	第5回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	58,000	18,000	122,600
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	20,000	-	2,500
未行使残	38,000	18,000	120,100

	第10回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	63,100	25,000
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	63,100	25,000

単価情報

	第1回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,500	1,500	2,000
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第5回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	2,000	2,000	2,000
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第10回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,100	1,100
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

(注) 平成22年8月26日付株式分割(株式1株につき100株)による調整後の1株当たりの金額を記載しております。

2. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当事業年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

1. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社取締役 1名 当社従業員 19名	当社取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 51,400株	普通株式 60,000株	普通株式 42,200株
付与日	平成16年3月26日	平成16年6月17日	平成17年1月14日
権利確定条件	(注2)	(注2)	(注2)
対象勤務期間	(注3)	(注3)	(注3)
権利行使期間	平成18年3月18日から 平成26年3月16日まで	平成18年6月17日から 平成26年3月16日まで	平成19年1月14日から 平成27年1月4日まで

	第5回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 20名	当社取締役 1名	当社取締役 2名 当社従業員 11名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 76,000株	普通株式 40,200株	普通株式 130,400株
付与日	平成17年12月14日	平成17年12月22日	平成20年6月30日
権利確定条件	(注2)	(注2)	(注2)
対象勤務期間	(注3)	(注3)	(注3)
権利行使期間	平成19年11月17日から 平成27年1月4日まで	平成19年12月22日から 平成27年10月6日まで	平成22年7月1日から 平成30年6月30日まで

	第10回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 12名	当社取締役 2名 当社監査役 1名 当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 77,500株	普通株式 25,000株
付与日	平成21年5月28日	平成22年3月26日
権利確定条件	(注2)	(注2)
対象勤務期間	(注3)	(注3)
権利行使期間	平成23年5月29日から 平成30年5月30日まで	平成24年3月27日から 平成30年5月30日まで

(注) 1. 平成22年8月26日付株式分割(株式1株につき100株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使の時点においても、当社の取締役、監査役または従業員でなくてはならない。その他の条件については、株主総会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」および「新株予約権割当契約書」に定めてあります。

3. 対象勤務期間の定めはありません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成26年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、平成22年8月26日付株式分割(株式1株につき100株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	51,400	21,000	42,200
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	51,400	21,000	-
未行使残	-	-	42,200

	第5回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	38,000	18,000	120,100
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	12,000	-	8,500
未行使残	26,000	18,000	111,600

	第10回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	63,100	25,000
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	63,100	25,000

単価情報

	第1回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,500	1,500	2,000
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第5回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	2,000	2,000	2,000
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第10回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,100	1,100
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

(注) 平成22年8月26日付株式分割(株式1株につき100株)による調整後の1株当たりの金額を記載しております。

2. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）及び当事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

当社の事業は、IPコア等の開発・製造・販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

前事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）		当事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）	
1株当たり純資産額	1,072.24円	1株当たり純資産額	906.83円
1株当たり当期純損失金額	51.25円	1株当たり当期純損失金額	165.93円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。		同左	

（注）1．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （平成25年3月31日）	当事業年度 （平成26年3月31日）
純資産の部の合計額（千円）	2,369,683	2,004,127
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	-	-
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	2,369,683	2,004,127
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	2,210,024	2,210,024

2．1株当たり当期純損失金額（ ）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）	当事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
1株当たり当期純損失金額（ ）		
当期純損失（ ）（千円）	115,341	366,703
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純損失（ ）（千円）	115,341	366,703
普通株式の期中平均株式数（株）	2,250,713	2,210,024
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権 株主総会の決議年月日 平成16年3月17日 新株予約権の数 514個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 51,400株 第3回新株予約権 株主総会の決議年月日 平成16年3月17日 新株予約権の数 210個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 21,000株	第4回新株予約権 株主総会の決議年月日 平成17年1月5日 新株予約権の数 422個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 42,200株 第5回新株予約権 株主総会の決議年月日 平成17年1月5日 新株予約権の数 260個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 26,000株

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第4回新株予約権 株主総会の決議年月日 平成17年1月5日 新株予約権の数 422個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 42,200株	第7回新株予約権 株主総会の決議年月日 平成17年10月7日 新株予約権の数 180個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 18,000株
	第5回新株予約権 株主総会の決議年月日 平成17年1月5日 新株予約権の数 380個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 38,000株	第8回新株予約権 株主総会の決議年月日 平成20年6月26日 新株予約権の数 1,116個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 111,600株
	第7回新株予約権 株主総会の決議年月日 平成17年10月7日 新株予約権の数 180個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 18,000株	第10回新株予約権 株主総会の決議年月日 平成21年5月27日 新株予約権の数 631個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 63,100株
	第8回新株予約権 株主総会の決議年月日 平成20年6月26日 新株予約権の数 1,201個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 120,100株	第11回新株予約権 株主総会の決議年月日 平成22年3月25日 新株予約権の数 250個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 25,000株
	第10回新株予約権 株主総会の決議年月日 平成21年5月27日 新株予約権の数 631個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 63,100株	
	第11回新株予約権 株主総会の決議年月日 平成22年3月25日 新株予約権の数 250個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 25,000株	

(重要な後発事象)

当社は、平成26年5月9日開催の取締役会において、株式会社U K Cホールディングス(以下「U K C」といいます。)と当社の業務資本提携に関する契約書の締結、並びに当社の自己株式及び新株式をU K Cに対して第三者割当により処分及び発行することについて決議しております。なお、本件第三者割当により、当社の主要株主の異動が見込まれます。

(1) 業務提携の内容

当社とU K Cは、それぞれ独立当事者としての公正な取引条件・契約条件に基づいて行うことを前提として、以下の各分野における業務提携を計画しております。

マシンビジョン・ソリューション共同開発
IP販売
事業展開に資する経営資源の相互活用
その他提携事項

(2) 資本提携の内容

当社は、U K Cに第三者割当の方法により、当社自己株式の処分および新株式の発行を行う予定であります。

(3) 自己株式処分の内容

処分株式数	当社普通株式	200,000株
処分価格	1株につき	586円
処分価額の総額		117,200,000円
処分方法	第三者割当による処分	
処分先	株式会社U K Cホールディングス	
処分期日	平成26年6月2日(予定)	

(4) 新株式発行の内容

発行新株式数	当社普通株式	200,000株
発行価格	1株につき	586円
発行価額総額		117,200,000円
募集方法	第三者割当による募集	
資本組入額	1株につき	293円
資本組入総額		58,600,000円
割当先	株式会社U K Cホールディングス	
払込期日	平成26年6月2日(予定)	

(5) 資金使途

次世代L S I(超低消費電力グラフィックスプロセッサ)の開発資金の一部及びU K Cとの業務提携契約の目的の一つである画像認識、物体認識・追跡、特徴検出等のコンピュータービジョン技術とソニー製イメージセンサー等の映像関連商材を融合したマシンビジョン・ソリューションの共同開発に必要な投資資金の一部に充当する予定です。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第11期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月25日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第12期第3四半期)	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	平成26年2月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月12日

株式会社 デジタルメディアプロフェッショナル

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 永澤 宏 一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上倉 要 介
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社デジタルメディアプロフェッショナルの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第12期事業年度の第3四半期会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社デジタルメディアプロフェッショナルの平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月25日

株式会社 デジタルメディアプロフェッショナル
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 石井 一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上倉 要介
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デジタルメディアプロフェッショナルの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デジタルメディアプロフェッショナルの平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社デジタルメディアプロフェッショナルの平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社デジタルメディアプロフェッショナルが平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。